Ⅰ　農村マスタープランについて

はじめに

当市の農業は、恵まれた生産条件を生かして、県北地域最大の食料供給の担い手として発展し、基幹産業の一つとして市勢を支えてきました。

強い農業をめざして「食料・農業・農村基本法」が平成１１年７月に制定されたことを受け、当市においても平成１３年３月に本マスタープランを策定し、農業、農村の将来像を定めました。その後、平成１５年７月に豊浦町と、平成１７年５月に紫雲寺町、加治川村と合併し、新生・新発田市が誕生したことから、平成２０年３月に本マスタープランの一部を改訂し、現在に至っています。

しかし、これまでの間に、高齢化と人口減少の更なる進行とそれに伴う農業就業者の減少に加え、食のグローバル化と国際競争の激化、消費者ニーズの多様化、耕作放棄地の増加など、農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、当市は「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」を将来都市像に掲げ、その実現を目指して、「少子化対策（子育て支援）」「産業振興」「教育の充実」という３つの視点のもと、具体的な取組の一つとして「食の循環によるまちづくり」を推進しています。「食」と「農」に関連する分野は非常に幅広いため、分野を横断した取組によって、農業だけでなく、観光をはじめとする他分野との相乗効果により、「産業振興」を加速化させることが期待できます。

また、「農村」が有する環境保全、水源かん養、景観形成といった多面的機能が見直され、安全・安心な食料生産の場という側面だけでなく、安らぎと潤いのある、住みよい住空間の一つとして定住や交流を促進する場としても期待されています。

こうしたことから、「農業」と「農村」は、当市が目指す「住みよいまち日本一　健康田園文化都市・しばた」を実現するために極めて重要な役割を担っており、農村地域の秩序ある発展に向けて「新発田市農村マスタープラン」を改訂します。

「共創」の考え方に基づく農村づくりの推進

本マスタープランの推進にあたって、市が単独で事業を行うだけでは実現できません。市民と行政が共に創り上げるという「共創」を基本とする５つのまちづくりの理念により、農村地域の住民や行政、関係機関だけでなく、市街地住民を含め市民全体の適切な役割分担と連携のもと農村づくりを進めていきます。

「共創」を基本とする5つのまちづくり理念

自然環境との共生・共に支えあう社会の実現

・自然・環境との対話の中でまちづくりを考えます。
・都市的要素と農村的要素の融合による新しい生活基盤を創造します。
・健常者や障がい者、子どもから高齢者までが共に暮らせる社会を構築します。
・男女、すべての個人がお互いにその個性と能力を発揮しあらゆる分野に責任を持って参画する男女共同参画社会を形成します。

自己決定・自己責任・権限と財源の確保・三助の知恵

・自分たちでできることは他人に依存しないという自己責任の原則を確立します。
・自助・互助・公助の三助の知恵を行動原理とします。

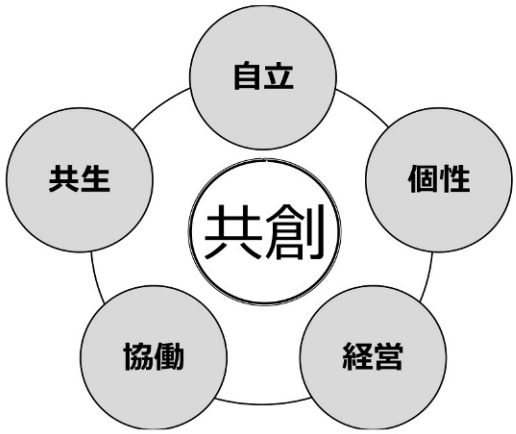

意識改革・人材育成

・本市の特性を最大限に活かしたまちづくりを展開します。
・雪道後からではなく、時には先頭に立って積極的に新しい道を開拓しようとする気概を持ちます。

市民と行政の共創・市民意識の醸成

・互いに耳を傾け、共に考え行動し、そして喜ぶという、市民と行政が一体となった地域づくりを展開します。
・情報の積極的な公開による共有化により、住民参加から住民主体のまちづくりをめざします。

まごころの行政・次世代経営

・市民の信頼を得られる経営感覚を備えた「まごころ行政」を構築します。
・市民と創意工夫により、「新生しばた」の実現に向け、また、「未来の子どもたちのしばた」のために、行政運営を推進します。

目的

当市の農村地域には、市民のおよそ 40%が居住し、農用地については総面積の約23%を占めており、新発田市形成の重要な役割を担っています。

そして、新潟県有数の「米蔵（こめぐら）」として栄えてきた当市農業、農村の持続的発展が期待されています。

「新発田市農村マスタープラン」は、健全な農業の展開と市政発展を図るため、農村地域における「生産」、「自然」、「生活」の観点から、都市形成との関わりの中で現在を検証し、農業、農村の将来像を描くことを目的としています。

（新発田市全図）

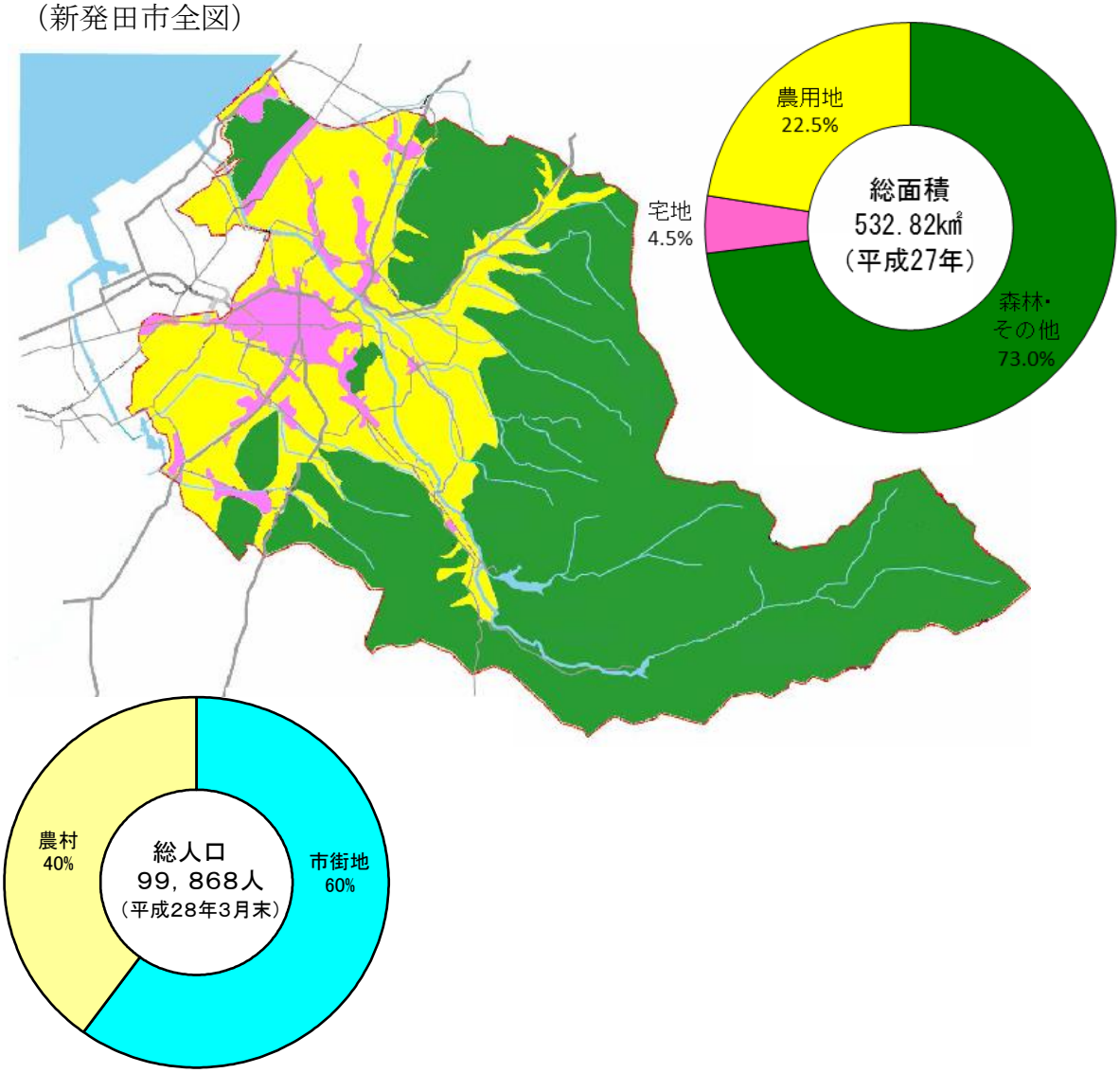

資料：住民基本台帳

市の取組方針

本マスタープランは、市が策定した様々な計画と関連があり、分野横断的な取組が求められる総合的な計画です。このことから、市が一体となって効果的な事業の展開や柔軟な組織体制を整備し、本マスタープランの推進を図っていきます。

また、市だけでは解決できない課題や広域的な課題もあることから、国、県、近隣市町村と連絡調整を図りながら、連携して農村づくりを進めていきます。

具体的な事業については、「まちづくり総合計画」との整合を図りながら展開していきます。

計画期間

本マスタープランの計画期間は、「まちづくり総合計画」との整合を図る観点から、平成 28 年度（2016 年度）から平成 35 年度（2023 年度）のおおむね 8 年間とします。

進行管理
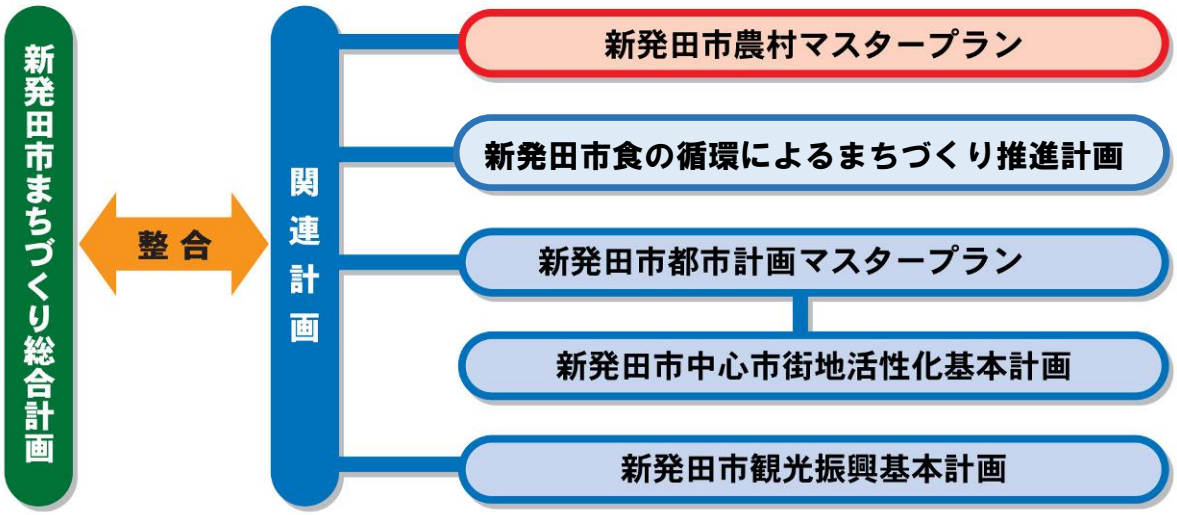
本マスタープランは現在考えられる様々な課題を踏まえて、農業・農村の将来像を示したものです。しかし、社会経済情勢の急激な変化により、考慮しなかった課題が出てくることも考えられることから、必要に応じて見直しを行います。